

公民館共催事業「事業者提案型講座」実施要領

1. 目的

地域・社会、日常生活における課題や文化や時事的テーマなどについて、会社（株式会社、合同会社、会社合資、合名会社、有限会社のことをいい、以下事業者という）が持つ専門的な知識やノウハウを市民へ提供してもらうことで市民の学びを豊かにするとともに、事業者の地域貢献活動を応援することを目的として多摩市公民館共催事業等実施要綱に基づき事業者提案型講座を実施する。

2. 応募資格の要件

- (1) 政治や宗教を目的とした団体ではないこと
- (2) 実施にあたり、他の補助金等支援を受けていないこと
- (3) 永山公民館または関戸公民館で開催すること
- (4) 応募した提案講座を事業者が主体的に実施できること
- (5) 年度内に実施し報告が完了できること
- (6) 講座内外において事業者の営業活動は行わないこと

3. 募集にあたっては以下(1)～(4)の基準を満たすこと

- (1) 事業者の専門性を活かした企画であり、市民にとって貴重な学習の機会となるもの
- (2) 現代的課題や地域課題、日常の生活課題の解決を目指す企画・内容であること
- (3) 特定の市民を対象としてものではなく、広く市民の学習の機会となる企画・内容であること

4. 提案講座については、市民生活の向上に資するものとする

- (1) 現代的課題
少子・高齢社会、福祉、家庭教育力、青少年の健全育成、雇用・貧困の問題、環境問題、
健幸都市づくり、経済問題 など
- (2) 地域課題
まちづくり、人材育成、多摩市の環境問題 など
- (3) 生活課題
防災・防犯、家事・育児、健康、家計 など
- (4) IT・デジタルと社会課題
デジタルディバイド問題、情報セキュリティ、情報格差や情報弱者問題 など

5. 応募方法

- (1) 公民館が定めた期間内に申請をすること
- (2) 以下の申請書類を提出すること
 - ①公民館共催事業等実施申請書（指定様式）
 - ②講座企画書

③事業者概要説明書

④その他公民館が必要とする書類

6. 審査方法

事業者から提出された書類による審査とプレゼンテーション等による審査を行う。審査は、審査委員により採点基準に基づき採点を行う。審査委員は、公民館長を委員長として、事業・運営担当主査（事業係長）、事業担当により構成する。

7. 審査基準

審査委員が以下の採点基準により項目別に審査を行い、各項目の平均値の集計が20点以上の事業者の企画提案について採用する。20点以上の事業者が多数あった場合には、点数の高い順に5事業者を限度として決定する。また、同点の場合は審査委員の協議により決定する。

【評価基準】

(1) 企画力・住民課題

事業者の専門性・独自性が発揮され、住民課題に応えるものであること。

(2) 時代性

時代認識が正確かつ鋭敏であり、今この事業を行う必然性が備わっている

(3) 地域性

多摩地域の地域性を踏まえた内容となっており、地域のつながりや地域づくりの要素が含まれており、地域に寄与する効果が期待できる

(4) 実現性

講師の選定や運営体制など具体的な取り組みがなされており、実現性が高く感じられる。

(5) 社会教育性

広く市民にアピールする要素があり、市民の貴重な学習活動への貢献が期待できる。

【採点方法】

特に良い5点、良い4点、普通3点、もう少し2点、よくない1点

8. 講座の実施にあたって

公民館は、実施場所の確保と必要に応じて保育の手配を行う。また、たま広報への掲載や公式 SNS での周知等の広報支援を行う。事前受付が必要な場合は受付管理を行う。

事業者は、講座開催に必要な講師の確保や資料作成、広報等を行う。

参加については、原則無料とするが、工作等の資材費として500円を限度に参加より徴収することができる。

附則

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。